

第二十六回
国会

参議院内閣委員会會議録第二十五号

昭和三十三年四月二十四日(木曜)午
後一時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

植竹 春彦君
木島 虎藏君
木村 篤太郎君
追水 久常君
平島 敏夫君
松岡 平市君
荒木 正三郎君
伊藤 頼道君
八木 幸吉君

國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
國務大臣 小畑 彬君
政府委員 法制局長官 林 修三君
調達局長官 今井 久君
防衛庁次長 増原 忠吉君
防衛庁長官 門叶 宗雄君
防衛庁防衛局長 林 一夫君
防衛庁人事局長 加藤 陽三君
防衛庁経理局長 北島 武雄君
防衛庁装備局長 小山 雄二君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会開会の件

○委員長(亀田得治君) それでは、これより内閣委員会を開会いたします。防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題に供します。両案について御質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○秋山長造君 まず第一にお伺いしますが、総理は、国会が終了次第、東南アジア、アメリカ等の訪問で、相当長期に留守にされるわけですが、副総理をお置きになるべきではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○國務大臣(岸信介君) 総理が、東南アジアあるいはアメリカを訪問をいたしますその留守中において、総理大臣の職務を臨時に代行すべき臨時代理は、これはもう当然置かなければならぬことだと思っております。ただ、そういう場合に應ずる意味において、いわゆる副総理というものをあらかじめ指名しておくかどうかという点については、まだ何も考えておりません。

○秋山長造君 次に、総理は外務大臣を兼任されて、ずいぶん御多忙のように見受けるのですが、國務の浸透という点もなきにしもあらずと思ひますので、専任外相をこの際お置きになるべきではないかと思うのです。それとも、あくまで総理大臣の兼任でお済みになる御意思であるかどうか、その点お伺いしたい。

○國務大臣(岸信介君) その問題につきましては、私の所信をかねて明らかにいたしておりますように、この国会中は、私が兼任でこれをやる考えであります。国会終了後、適当な機会に専任の外務大臣を置きたい。

○秋山長造君 総理大臣は、この前の本委員会でも田畑君の質問にお答えになつて、アジアの緊張緩和に努力することが自分の外交方針の根本であるといふことをおっしゃつたわけですが、日本は、何と云つても中国問題だと思つて、この中国問題と取り組むことをとさらにお避けになつておられるように見えるのですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(岸信介君) 中共に對しましては、私は貿易、すなわち、経済関係におきましては、両者の関係を一そ増進するといふ方針のもとに、貿易の増進に努めたいと思つております。ただ、中共政府を承認して、これとの間に正常なる外交を開くかどうかという問題に關しましては、私は、第一に考えなければならぬことは、日本が國際連合に加盟して、國際連合の一員として、世界の平和を増進するといふ立場をとつておられるのでありますが、その見地から見て、とにかく、まだ中共の政府を、國際連合においては侵略者

という決議、規定をいたしてございまして、國際連合の一員となつてゐる日本としても、やはりその決議が取り消され、その國際連合における扱いというものゝ變つてこなければならぬと思つておられるのです。また、國民政府に對しましては、日華條約によつてこの友好關係が設定されております。いわゆる中共政府と國民政府との關係がどういふふうになるか、どういふふうになるか、められていくかといふことのきまつておられない現在において、日本が直ちに中共政府を承認するとか、あるいはこれととの間に外交關係を開くといふことは、日本として適當でない。まだその段階でないといふ見地に立つてこの問題を處していく。しかし、そういう關係が長く続くといふことは望ましいことであるかどうかといふことについては、私は、決してそれが望ましい状態であるとは思いません。しかし、現在の段階において、直ちにそれではこの状況を、中共を承認するといふことによつて、それじゃ打開できるか、こういふと、私は、そのことの必要な各種の客觀的情勢といふものがまだできておらない、こういうふうな考へておられます。

○秋山長造君 いろいろ困難があることは、私もよく承知しておるわけですが、すけれども、いよいよいよいよお言葉のように、今のままではいけないといふことだけははっきりしておる。従つて、そのことだけははっきりしておる以上は、やはり困難なら困難で、こ

れを具體的に克服をしていく一つの段取りといふものを政府として、また総理大臣として用意されておられなければならぬと思つておられる。まあ國連の決議といふこともございませうけれども、しかしこれは、あの當時と今日とは、すでに諸般の情勢がうんと變つておられるわけですから、今も日本は、今國連のそとではなくして、國連に加盟して、その一員となつておられるわけですから、ただ期待をするように、國連の動向をじつと消極的に待つておられる態度でなしに、國連の内部に入つておるんですから、やはり積極的、國連を自主的な立場で動かしていくだけの積極性を私發揮すべきじゃないかといふように考へるんですが、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(岸信介君) もちろん私は、ただ國際情勢の推移を見守つておるとか、あるいは単にそういうものの受身の形でだけ事に處すべきものではない、くして、日本の独自の立場から、日本の考へを一つ持つて、そうして將來の見通しをつけた方向にあらゆる努力をしていかなければならぬことは、これは私は、御説の通りだと思ひます。しかし、現在の段階において、先ほど申したような情勢にあるときに、直ちに中共を承認するとか、あるいはこれと外交關係を開いていくんだといふことをわれわれが定めたり、また、そういう方向に直ちに取つかつて進んでいくといふことは、まだその段階でない

と、こう考へております。

と、こう考へております。

おつたわれわれの考え方を、さらにアメリカをして十分に了解せしめ、アメリカをしてその方向に協力せしめるように、今後も努めていかなければならぬと思ひますが、第一段的には、傾向としては、もとは右へ行くところとしておつたところが、われわれは左へ行くというのを主張してあるから、方向だけは、左へ行くという方向が出てくることは望ましいことだと思ひます。程度において、なおわれわれとしては、従来の考え方をアメリカに十分に説得して、その方向にさらにアメリカが協力するように持っていくきたいと、かように考えております。

吉田首相の問題は、これはもう単純な、吉田総理との個人的なもので、私は、何らこれに對して、日本政府として拘束される意思はございません。

○秋山長造君 吉田首相に對する見解、きわめてはつきりしておるので、その点は私同感です。それから、おっしゃるように、中共政権との国交回復ということは、これは一足飛びにはいかならない、段取りを組んでいかなければならないというところは、これは私もよくわかりますが、ただ、日本の防衛問題のおもなる対象というものは、だれが何と言ひましても、中国なりソ連なりが主目標に置かれておるといふことは、これはもう公然の秘密なんです。しかも、中国、ソ連軍事同盟というものがあつた。日本の再軍備論者は、日本の再軍備の有力な理由として、中ソ軍事同盟をいつも氣にしておるので、そこで、この状態ではおつておくのでなしに、日本と中国との最高指導者がひざを交えて、こういう問題について話し合うという機会が必要なん

じゃないか。現に、周恩来総理は、今日までしばしば、鳩山さんに対して、あるいは石橋さんに対して、岸さんに對しても、北京まで来てもらいたい、また、自分も東京を訪問したい、そしてひざを突き合せて兩國の問題、またアジアの問題を話し合いたい、一度に懸案が解決できなくても、アジアの緊張緩和のために有意義じゃないか、有益じゃないかといふことを言つてきておるのですが、総理大臣にその御意思がないかどうか。あるいはまた、周恩来総理の方が東京を訪問したい、こう呼びかけてきた場合に、喜んでそれを受け入れられるおつもりがあるかどうか、この点をお伺ひします。

○國務大臣(岸信介君) 私は、先ほど申しましたような情勢下において、今日北京を訪問する意思もございませんし、また、周恩来首相がたずねて来られるというように、この客観情勢のもと、先ほどのように、この客観情勢のもとにおいて、まだ兩國の首脳部がそういう根本の問題について話し合つても、適当な結論の出る状態ではないと思ひ、もう少し國際的のいろいろな關係を調整することに、現在はいわれわれとしては努力をすべき段階である、こう思つております。

○秋山長造君 直ちに北京を訪問されるというところは困難なようですが、向うから申し入れをしてきた場合にも、それをお断りになるのですか。それともヒザは出されるのですか。その点、もう一度お伺ひしておきます。

○國務大臣(岸信介君) これは、具體的事実でないといふと、私はつきり

したことは申し上げかねますけれども、今の状況で、私は、周恩来首相が東京をたずねられるということも一つの仮定であつて、ほんとうにそういうことが実現する可能性については、私は非常な疑いを持っております。しかし、そういうことが現実には起つてきて、それを拒否する理由はなからうと思ひます。

○秋山長造君 総理大臣自身が乗り出されるということについては、もう少し準備段階が必要だ、こういう御意思のようですが、では、たとえば自由党の松村謙三氏とか、あるいは高橋達之助氏とかさういふ、向うに相当の人を總理の代理といふか、特使といふか、あるいは公使の特使でも、私設特使でもいいのですが、そういう形で北京に派遣をされて、將來の兩國首脳者の會議の下準備といふか、国交問題あるいは經濟交流の問題等についての下準備、下打ち合せといふようなことをおやりになるべきじゃないか、こう思ふのですが、その点いかがでしょう。

○國務大臣(岸信介君) 私が今回東南アジア諸國をたずねたいといふのは、一つは、これら國々との友好親善を増進する意味におきまして、日本から從來首相がたずねた実例も実績もございませんし、しかも、これらの國々があるいは戦争中において、非常に日本から迷惑を受けたところでもあるし、また、これらの國々が新しく独立を確保した國々でもあるし、また、アジアに位している國々として、國際連合にわれわれが加盟するに際して、いろいろな意味の援助も与えられておるし、これらに對して、日本を代表してたずねて、親善友好の關係の基礎をますます固めるといふことは、第一に必要であると思ひます。さらにわれわれが、アジアのお互いが一國として貢献するといふ立場において、共通のこのものの考え方と立場といふものを持つており、また、國際連合においてさらに緊密な關係を持つて、將來、第一段においては、アジアの平和とその繁榮、ひいてはこれが世界の平和に貢献するといふことについて具體的な、あるいは經濟面において、文化面において、いろいろな面について、われわれの協力といふものの基礎をお互いが話し合うといふことも非常に必要であると思ひ、これは考えておるのであります。こういふような意味におきまして、各國をたずねて参りたいと思ひますが、特にインドにつきましても、昨年インドの副大統領も来訪されたのであります。日本からは、さういふいろいろな人もたずねて行つておりますけれども、特に國を代表し、政府を代表して

○秋山長造君 時間がありませんが、今度のアメリカ訪問は、一國を代表して、總理大臣の立場でお行きになるわけですから、これは当然、この國會中に國會でお諮りになり、またわれわれ野黨の忌憚のない批判も受けられ、さらにまた、野黨の党首鈴木委員長その他もお会いになつて、十分野黨の意見をもくみ取られた上で渡米されるべきだと思ふのですが、その御用意はおありになるでしょうか。

○國務大臣(岸信介君) 秋山委員のお考えは、私も同感でありますから、適当な時期に適當な方法で私の所信を明らかにし、また同時に、党首とも意見する機会を持ちたいと思つております。

○秋山長造君 今度總理がアメリカに行かれるに先立ちまして、西ドイツのアデナウアー首相が渡米をして、さうして、例の原子戰略の問題を中心に、アメリカの當局者と話し合うことになつておるようですが、そのすぐあとを受けて、岸總理が渡米されまされだけに、必然アメリカの世界的な規模における原

子戦略に対する日本の協力態勢という問題が持ち出されるのではないかと思うのです。この深刻な原子戦略に対する協力態勢という問題に対しても、あくまで原子兵器の持ち込みを拒否するという今日の既定方針を断固として貫徹される御決意があらになるでしょうか。

○国務大臣(岸信介君) その点は、私はかねて国会にその所信を明らかにいたしておりますように、日本の国民感情並びに国情はそういうものを持ち込みを許さないという、私はこの実情にあることを前提として、もしもそういう相談に対しては、かねて申し上げておる通り、これを強く拒否するという考えにつきましまして、少しも變つておりません。

○秋山長造君 その点について、従来口頭で、事前に相談するという程度の口約束があったにすぎないんですが、この際、渡米されたときに、やはりはっきりした外交文書、何らかの形の外交文書によって、原子兵器を日本に持ち込まないという保証を取りつけていただきたいと思います。その御意思はおありにならぬでしょうか。

○国務大臣(岸信介君) 私は、具体的には、内容的には、こういう公開の席で申し上げることは適當でないとして、避けて参っておりますが、ただ抽象的には、安保条約、行政協定の全面にわたって再検討すべき時期に達しており、そういう問題についても、両方の話し合いは当然触れるということをお願いしております。今の秋山委員のお話は、今の安保条約の規定においては、どういふものを持ち込み、どういふふうな兵力にするとか、部隊にするとか

いうようなことは、アメリカの一方的意思によつてきまるような建前になつておるんじゃないか。だから、口約束でそんなことをしておつても、安保条約をたてにやられた場合においては、何もこれに対抗すべきものはないじゃないか。だから、少くともこれに対抗するような、他の協定なり文書でもつて明らかにしておく必要があるんじゃないかという御心配であらうと思ひます。

私は、今申しましたように、安保条約その他行政協定等の全面を検討して、その際に、そういう国民の不安なりあるいは御心配というものをなくするよう一つ考へて参りたい、こう思つております。

○秋山長造君 すでに防衛庁では、アメリカのこの原子戦略に対する日本側としての協力態勢ということを経極的に検討されているやに聞いておるんですが、で、アメリカに対して、防衛庁は誘導弾の供与を申し入れておることも事実です。こういうところから、私も、なしくずしにアメリカの原子戦略の中に組み込まれつつあるんじゃないか、こういう非常な疑問と不安を持たざるを得ない。それからまた、一昨年から、オネストジョンとか、あるいは原爆搭載用のB57爆撃機とか、あるいは小型原爆を搭載するところのF100Fジェット戦闘機、こういうふうなものがあることもまた、その前ではなかったという不安と疑問を持つわけですが、で、こういうものの数量あるいは型、さらに、この持ち込まれた時期、さらに、日本へ持ち込まれるときの手續とすね、外交上あるいは法律上の手續とどういふようなことがどうなつておるか、

それからまた、誘導弾というものは、これは原子弾頭をつけなければ原子兵器じゃないとおっしゃるかもしれないけれども、本来これは、原子弾頭をつけ、あるいは大型か小型か、とにかく原子爆弾を運ぶ輸送機にすぎないわけですから、やはりこれは、原子兵器に通ずるものだと思ひます。これらの点について総理大臣の御見解を伺つておきたい。

○国務大臣(岸信介君) いわゆるこの原子兵器というものがどういふ範囲であるかというふうな点についての専門的な議論は、いろいろあらうかと思ひます。しかし一方、いふまでもなく、化学兵器の発達、またこのいろいろな研究や、そして技術の発達から見て、最も新鋭な兵器によつて裝備されるということが、現在の防衛力を強化する上においては必要であり、われわれが本年においては量よりも質に重きを置いて防衛力の漸増を考へておるという基本方針も、そこにあると思ひます。従つて、そういう意味における化学兵器の発達におくれぬような何をしていかなければならぬことは言うを待ちません。従つて、いろいろな誘導兵器等につきましても、その供与方を従来防衛庁がアメリカに要求をいたしております。しかしわれわれは、あくまでも防衛という、その自国の自衛、攻撃兵器につきましても、われわれは今までもそういうものの供与も受けておりませんし、また受けようと思ひないのではありません。そこで、一番われわれの問題になるのは、原水爆及びこれを中心としての核兵器の問題であると思ひます。これは私は、先ほども申

上げました、日本の、これはどこの国民とも違つた、日本の国民が持つておる国民感情があると思ひます。また、日本の国情というものも、そういう原爆の洗礼を受けた實際の経験を持つておる日本としてのこれに対する考へ方、国情というものも十分考へないという、それを無視して、いかにこの優秀な兵器をもつて何しても、ほんとうの防衛というものはできるものじゃないんだという私は見地に立つて、一方においては、そういう進歩する化学兵器についての研究なり、これに對処すべき手段というものは考へていかなきゃならぬ、研究していかなきゃならぬことは言うを待ちませんけれども、あくまでも原水爆を中心とするこの核兵器の使用、日本内地において使用され、もしくは持ち込まれるということについては、私は日本の国民の多数の意思であるところの氣持を代表して、強くそれは拒否するというのが正しい考へ方である、こう思つております。

○秋山長造君 もう一点だけ。その点についての詳しいことは、改めてまた防衛庁長官にお尋ねいたします。この原水爆登録制ということ、日本政府の見解として、国連の軍縮小委員会へ持ち出されておるわけですが、これは、皆さんが批判をされておるうちに、登録という、一面において実験そのものは肯定するようなことになりまして、今政府がイギリスあるいはソ連その他に積極的の呼びかけ、また国民の中から、非常に世論が沸騰しております。原水爆実験そのものの禁止という呼びかけと、どうも矛盾するやうなことになるわけですが、そこで、ま

あ幸いに、総理が東南アジアへも行かれ、アメリカへも行かれるわけですから、当然これらの国々の有力な指導者に対して、日本のこの国民感情というもの、これは真剣にお訴へになることだろうと期待をするわけですが、同時に、国際平和維持の舞台であるところの国連そのものが、まだまだわれわれ日本の国民が原水爆に対して抱いておるような鋭敏さといふものが、感受性といふんです。まだ、どちらかといへば、無神経であり、無理難点が多々あるのではないかと。そこで総理大臣は、アメリカや東南アジアの指導者とお会いになるだけではないに、みづから国連本部へも足をお運びになつて、そしてハマーシヨルド事務総長その他国連の有力な指導者たちにも会われて、そしてこの国民感情——深刻な国民感情といふものを一つ率直にお訴へ願つて、働きかけていただきたい。それから、同時にまた、ハマーシヨルド事務総長は、あちこちずいぶん歩いておられるようですが、日本のこの深刻な国民感情というものは、やはり日本へ来てみなければならぬという点もあると思ひます。で、事務総長に一度日本に来て、日本の朝野のこの各方面の指導者と会つていただいてこの原水爆実験禁止に対する国民感情、国民の世論というものを身をもつて知ってもらいたい、こう思ふのですが、それをお進めになるお考えはないですか。

○国務大臣(岸信介君) 訪米の機会に国連を訪問することは、私も日程のうちに考へております。自然、国連の事務局の首脳部の方、ハマーシヨルド氏とも会う機会があると思ひまして、こう

いう機会において、いろいろ日本の考
えておることを話しておくことは適当
であり、特に今御指摘になりました原
水爆の実験禁止の問題に関する日本国
民の考えは、すでに文書等においてい
ろいろ通告もしてありますし、あるい
はまた、今おあげになりましたが、登
録制度をわれわれが提唱する場合にお
いて、その演説において、決してこれ
をもって満足するものじやなしに禁止
すべきものであるという、その理想を
実現する第一歩としてこれをやるのだ
という演説においても、日本国民の気
持は述べられておりますけれども、さ
らにハマーショルド氏が時間の許す機
会に日本を訪問されて、この問題、ま
たそのほかの問題もありましようが、
いづれにしても、日本の朝野の意見を
聞かれるということは、国連の仕事の
上においても非常に有効でありましょ
うから、そういうことを進めるといふ
ことももちろん適當であらうと、かよ
うに考えております。

○伊藤道雄君 総理に数点についてお
伺い申します。
岸総理は、去る十六日衆議院の法務
委員会で、沖縄の施政権返還について
努力すると、こういう意味の御決意が
ありましたので、私どもとしては、明
るい希望を持っておるわけですが、近
く総理には渡米せられて、この点につ
いても交渉も重ねられることと思いま
すけれども、アメリカ側が簡単に返還
しようとはお考えられないのでありま
す。そこで、よほどの不退転の気魄を
もって、粘り強く交渉を重ねられて、
たとえ一挙に解決し得ないとしても、
このことを断念するということは許さ
れないことであるので、一つ、た

とえその一部分、たとえば教育行政権
とか、あるいはまた交通の自由、こ
ういふような点について、何とか確保し
ていただいて、私どもと同様な、沖縄
県民に明るい希望を持たせてやること
がきわめて、この際大事なことだと私
どもは考えるわけでありまう。この点
についての岸総理の御決意のほどをお
伺いたしたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 沖縄の現在の
このステータスというものは、日本国
民として、とうていこれに満足のでき
ない状態にあることは、すでに沖縄の
施政権返還についての国会の議決等に
もその意思は明瞭に表われておりま
す。ところが、アメリカ側としては、
この極東の緊迫状態は、今の現状をや
はり維持することが必要であり、それ
が緩和されないう限り、これを返すわけ
にいかないというところで、今日まで物
別れになっておることも御承知の通り
であります。私は、やはりこの日本国
民が、これはわれわれの同胞の沖縄住
民の立場を同情して、全国民が今の状
態を改善して、究極は、施政権の日本
への完全な復帰を願っておるというこ
と、今の国民の要望であり、かつま
た、今のこのような状態に置くことは、日
米のこの理解ある両国の堅実なる提携
もしくは協力関係を打ち立てる上にお
いても、これは私は望まぬような状態では
ないと思ひます。そういう二つ
の見地から、この問題に關しても、ア
メリカ側と十分に話し合ひをして
みたいと思ひております。もちろん、
今御指摘のありましたように、私は、
それが簡単にいく問題であるとは絶対
に思っておりません。しかし、今二つ
の私があげました理由は私の真剣に考

えていることであつて、日本のため
に、また日米両国のために、これを改
善していかなければならぬという考え
でおりますので、その方向に向つて私
はできるだけの努力をいたしたい、か
ように考えております。

○伊藤道雄君 次に、新年度の防衛開
係費についてであります。政府は、昨
年度に比してわずかの増額にすぎな
い、そういうふうにおつておられます
けれども、実際問題といたしまして
は、繰越金が二百数十億ある。こ
ういふようなものが来年度に必ず使われる
というふうなことを、アメリカに對し
ても一応報告しておるようでありま
すが、しかもかつ、陸上の一方向につ
いてはこの際削りましたけれども、装
備の強化とか、ロケット兵器、あるい
はまたジェット、こつういふふう
に、空の面に相当強力な計画が推し進
められると、こつういふことを考えた
とき、これがアメリカにおける原子戦争
態勢に即応するものである、こつうい
ふに私としては考えられ、重大な関
心を持たざるを得ないわけですね。こ
の点について、総理の御見解を伺いた
いと思ひます。

本の方であります。特に、その見
地に立つて、むしろ量よりも質に重き
を置くべきであるということ強調
いたしまして、こつういふ観点から本年度
の予算を編成したのであります。先ほ
ども申し上げましたように、近時化学
兵器の進歩もきわめて著しいものがあ
りまして、これに對して即応するよう
な装備を持つていかなければならぬこ
とは言うを待たないものであります。が、
しかし私は、先ほど申しましたよう
に、原水爆を中心とする核兵器の日本
における持ち込みというふうなことに
對しましては、強く反対するものであ
りまして、こつういふ意味におきま
して、いわゆる原子力戦といふものに日
本が巻き込まれていくといふことは、
私は決して……こつういふ態勢をとるた
めの量よりも質と言つたわけではない
のであります。……とも、日本の防衛を
遂行して、日本の安全を保障する
という場合においてのいろいろな起
り得る事態、侵略のいろいろな形態な
り、いろいろな場合といふものには對し
ましては、防衛庁を中心として十分に
研究もし、検討もいたしまして、日本
の国が不当に他から侵略されるといふ
ことがないような態勢に向つて、今申
したように、防衛力を増進しているわ
けでありますけれども、決していわゆ
る原子力戦にわれわれが巻き込まれる
といふような見地から、こつういふ量
よりも質といふことを考えているわけ
ではないのであります。

○伊藤道雄君 アメリカの西歐軍事態
勢の变革、こつういふ問題が今起きて
いるわけですが、首相が渡米せられた際
には、こつういふ問題にも触れられると
思ふわけですね。こつういふ際には、一つ
基地問題その他の形で、日本の役割に
關する諸問題が打ち出されるわけだ
と思ふのです。どのような態度を首相と
してはおとりになるか、この問題につ
いて、首相としてのおとりになる態度
についてお伺いしたい。

○国務大臣(岸信介君) 基地問題等
につきましても、当然日米の間にある
いろいろな問題の一つとして触れなき
ならぬことは当然であります。が、そ
の根本の考え方は、先ほど申し上げ
ましたように、われわれが国力及び国
情に應じて防衛力を増強して、こつう
して日本の防衛については、少くとも第
一段として、日本自身が責任をとれる
だけのものを持つて、こつうして外国軍
隊の駐留といふものをなくして、こ
しからば、今問題になつていふような
基地につきましても、こつういふ見地か
ら整理すべきものは整理し、また、平
時においてこつういふ常時基地として使
うといふようなこつういふ方向に向つ
て、こつういふような考え方をしてい
かなければならぬと思ひます。前提と
して、われ自身、今申すような、国力
や国情に應じた自衛力を増強して、こ
つういふ方向に進んでいくといふのが
根本の考え方であらうと、こつういふ
思つております。

○伊藤道雄君 現在の安保条約ある
いはまた行政協定を見ますと、原子兵
器の駐留等については、こつういふ一連
の問題に對する規定等については何ら
触れてないと思ふのです。そこで、今
後原子兵器の通常兵器化、こつういふ
展に伴つて、持ち込み等に対する政府
の態度とか、あるいはまた、規定に對
する政府の態度の決定、こつういふ

なことについても、首相渡米の際に、いろいろと会談の内容にならうと思うわけですが、これに対する首相としての考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど秋山委員にお答え申し上げましたように、御指摘のありましたように、今の安保条約や行政協定等から見まするといふと、いかなる兵器を米軍が持ち込むか、どういふ部隊を駐留せしめるか、どういふふうなそれを撤退するかというふうなことは、アメリカ側の一方的意思でできるような条文になっていて、これは、御指摘の通りであります。しかし、従来のこの話し合いから見ても、あるいは国務省や国防省等の声明等に見ても、特に原子力部隊の駐留については、日本の国民感情等もアメリカは考えまして、日本の意思を聞かずに、単独で持ち込むことはしないという言明もあつたことも御承知の通りであります。しかし、それは一方的の言明であり、あるいは口約束であつて、そういうことでは安心できない、何か条約の上にそういうことを明記し、そういうことについての不安を一掃しなさいかぬではないかという御意見につきましては、私も、できるだけ国民のそういう不安や、そういうことに対する疑念を一掃するような建前にすることが、日本の安全保障の上から申しまして、日米の協力の上からいっても望ましい、こう考えておりますので、安保条約や行政協定を全面的に検討する場合には、そういう点につきましても、十分一つ留意をして考えていきたい、こう思っております。

反対を申し入れてきたわけですが、軍備の強力な点を誇ろうとしておるイギリスにおいては、なかなか、これを馬耳東風と聞き流して、きわめて冷淡な態度をとっているわけですが、そこで、私もこの際考えてみなければならぬというところは、もしかりに、現在の日本に陸、海、空の強力な軍備がもしあつたといふことは、アメリカ、ソ連ないしはイギリスに負けまいとして、盛んに原水爆を作つて、今ごろは南太平洋でどかんどかんと盛んにやつていふことだろうと、一応考えられるわけですが、ところが戦争の悪夢からさめた現在の日本人は、御承知のような強力な反対の態度をとつて、これを堅持しておるわけですが、そこで人間が強力な軍備というものを持ったとき、いかにその理性を失ひ、また非人道的な行動をとるかというところを、私もこの際断じて忘れてはならないと思ふのです。で、このような暴挙に対して強力な抗議を申し入れ得る私も日本人は、人間としてむしろ非常に仕合せであると考えられるわけですが、このようないふことについて総理としてはどのようにお考えになつておるか、所信をお伺いしたい。

○国務大臣(岸信介君) 原水爆の実験禁止の問題につきましては、私も同様に、これは人類の福祉からいひ、また人類を破壊から守る意味において、こういうことはやめさせなさいならぬという強い決意のもとに、あらゆる機会にわれわれの所信を明らかにし、そうして抗議を提出して、その実験を行おうとする国々の反省を求めております。イギリスのクリスマス島における実験に対しまして、松下特使を送つたのもそういう趣旨であります。私はこの抗議によつて、まだクリスマス島を中心としての核兵器の実験を中止せしめることができないことは非常に残念であります。遺憾であります。しかし今お言葉にもありましたが、私は決してわれわれがやつておるこの抗議といふものが全然無効であつて、イギリスは馬耳東風と聞き流しておるといふ簡単な問題じゃないに、相当に私はイギリスの首脳部にも道義的反省を与へ、また英国内におけるところの世論、ひいては世界の世論を高揚する上において、非常に私は役立っており、またそれを近き将来に私はぜひ実現させなさいなと思ひますが、三國の間にかかる実験の禁止なり、あるいは制限、あるいは中止というふうなことにいつての協定なり、申し合せ等ができる機運を醸成しつつあると思ひます。そうしてこの両陣営の言ひ分を聞いてみまするといふと、要するに、罪はむしろ相手方にあるので、相手がやめない間はやめられない、この優秀性を持つておるといふことが要するに世界の平和を保つ唯一のものである、自由主義陣営の方から言へば、それが自由主義陣営の要するに人類の自由を擁護し、平和を確立、維持するゆゑであるといふふうにお申しております。これは、私はその理論は決して人類の理想からいって正しい理論だとは思ひません。しかし国際の現実がそういう事情、状態にあるといふことも、これも確かに一つの現実の国際的事実として見逃すこともできないのであります。が、われわれはあくまでも理想に立つて、そうして現実をつかんで、この核兵器の実験の禁止に向つて、国民

の強い要望を実現するように今後ともあらゆる努力をいたして参りたい、こう思つております。

○伊藤頼道君 さきに自衛隊機が妙義で墜落しまして、また最近新聞を見ますと、またまた十人のうち八人の犠牲者を出した、二人は幸いに助かったと、こういうふうな問題が新聞に報道されておりますが、これを仔細に検討いたしますと、前の場合もそうであつたと思ひますが、アメリカからいふゆゑMSAの協定で、現在製造を中止して用いていない、現在製造を中止して機械、しかも相当老朽品で、老朽品であるといふことを伺つてゐるわけですが、こういうふうな次々に尊い人命が、このような機械の老朽品であるといふような意味もあつて失なわれていくといふことは非常に遺憾なことだと思ふのです。これに対して抜本的にお考え直されることが必要だと思ふわけですが、その点に対して総理としてはどのようにお考えになつておりますか。

○国務大臣(岸信介君) 自衛隊の航空機が二回も事故を起して尊い人命がなくなつたことに対しては、私も、私も同様に遺憾に考へております。ただ私は、詳しい技術的なことは防衛庁長官からお答えした方がよいと思ひますが、MSAのこの協定によつて、日本に供与されるものが何か非常な中古品で、非常な故障の多い、また使用にたえないものであるように一部では言われておりますが、決してそうではないやうであります。ただ、もちろん全然新しいものでないことも事実であり、飛行機によりましては非常な修繕もし、いろいろな方法によつて、あるいはその性能に應じて、練習機である

とか、あるいは実際の第一線機であるとか、いろいろな性格をきめてこれを使用しているわけでありまして、一番望ましい姿から言へば、日本の防衛産業が、防衛の充実に必要な飛行機の製作もでき、最もその性能の高いものができるというふうなところまで日本の航空機製造業が行つておれば、これは一番望ましいことだと思ひます。しかしまだそういう段階になつておりませんので、その間に、MSAの援助によつてアメリカから供与されたものを、われわれは使つて行くといふこともやむを得ないことだと思ひます。決して一部で伝えられてゐるやうに、用いたえない老朽品である、そのための事故であるといふふうには、今日までの調査研究では、そういうことになつておらないのであります。

○委員長(龜田清治君) 伊藤委員、もう時間です。

○八木幸吉君 私は総理に自衛隊と憲法の問題についてお伺いしたい。この問題は非常に古い問題であり、同時に新しい問題とも言えるわけであり、また、吉田内閣、鳩山内閣、それそれ自衛隊の合法性について見解の表明があつたわけであり、岸内閣といつたわけでも、自衛隊は憲法九条との関係において合法的であるといふ根拠を承りたいと思ふのであります。逐条的に伺いたいのであります。逐条的にこの防衛計画を終れば、十八万人の陸上自衛隊、十二万四千トンの海上艦艇、千三百機の飛行機を持つ、これだけ大きな常備的な編成された自衛隊といふものが、憲法九条の二項にいう戦力でないとは、われわれは考え得ないものであります。この点についてい

かようにお考えになりますか。

○國務大臣(岸信介君) 八木委員も御

在戦力もこれを保持し得ないのみならず、国の交戦権すらも否定するとい

持つということは、これは憲法違反で

はないというふうに総理はお考えにな

これらの諸国に脅威を与えないと言

○國務大臣(岸信介君) 八木委員も御
承知の通り、この憲法第九條は、自衛権
そのものを否定しているものではない
という解釈が憲法九條の私どもは通説
であると信じております。政府もまた
そういう見解をとっております。そう
するといふと、その自衛権に基いて、
わが国が外国から急迫不正な侵害を受
ける、それを防止するといふだけの必
要な最小限度の力を保有しても、それ
は当然自衛権の内容として、これは憲
法に違反するものでないという見解を
私どもはとっております。しかしして現
在われわれの持っているこの防衛力、
自衛隊の力というものは、そういう
意味において、最小限度のものをわ
れわれが持つという建前のもとに、
今日まで増強して参つたのでありま
して、私どもの解釈では、これは自
衛権の当然の内容であつて、いわゆる
憲法九條が禁止しておる戦力には当ら
ないといふ、こゝろ解釈いたしております。

○國務大臣(岸信介君) 先ほど私が政
府の見解としてお答えを申しました以
上に、具體的の法律解釈の問題に關し
ましては、法制局長官からさらに説明
させることにいたしますが、私は、こ
の憲法九條の解釈に當りましては、やは
りこの条文が制定され、今、八木委員
も御指摘になつたように、法律論は別
として、實際の自衛権の行使の場合に
おいては、第三者からこれを批判され
ば、侵略戦争と思われような戦争
も、あるいは自衛の名前に行つて行
れたような過去における事態といふ
のを十分に頭に置いて、この憲法九條
は非常に厳格な意味における自衛権
の程度に、この内容と言ひますか、行
使につきまして、そういう厳格な意
味において解釈しなからぬといふ
ことは、私も全然そう考えなからぬとい
ふと思ひます。しかし、先ほど申し上げ
ましたような程度における自衛力を

○國務大臣(岸信介君) 今日一応の目
標として陸上自衛隊を十八万といふこ
とを考えられておりますが、かりにそ
れが完備した場合の力を、あるいは今
おあげになりました日露戦争当時の状
況から比べてみると、非常に違ふもの
は、いわゆる動員能力と言ひますか、そ
れを行使する場合における動員し得る
力といふものは、今の自衛隊法におい
ては、十八万で済みますれば、大体十八
万が限度であつて、かつてありました
ような予備の制度とか、そういうもの
がないわけでありまして、また、こ
れがそれじゃアジア諸国に対して相
當な脅威になつていないかといふよう
なお話もありましたが、御承知の通
り、今私どもの承知しておるところで
は、韓国の持つておる陸上の兵力は五
十萬ないし六十萬と言はれておりま
す。北朝鮮もそれだけの六十萬のものを
持つておる。台湾も四十萬といふよう
なものも言はれております。もちろん
ソ連、中共等は、これはけたが違つて
おりますけれども、これらから見まし
て、日本の現在持つておる自衛力が東
アのごく近接している諸国に対して非
常に脅威になるといふふうな力のもの
では絶対ない、こゝろ私は思つておりま
して、従つて、この程度のもものは、い
わゆる憲法九條が認めておる自衛権の
内容であり、自衛権といふものを充た
す意味においてわれわれがやつておる
最小限度のものである、かように考え
ております。

○國務大臣(岸信介君) 憲法調査会
の御見解を最後に承わります。

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

○八木幸吉君 東南アジアの諸国と日
本の自衛隊の現有勢力と比べてみれ
ば、必ずしも日本の自衛隊の力が、こ

でありまして、自來その委員の構成等についていろいろ議論もございまして、まだ実際に発足しておられないのであります。私は憲法改正の問題につきましても、私自身は自主憲法論者でありまして、しかし国内において、いわゆる平和憲法擁護論と、それから憲法改正論とが対立しておるといふ実情にあることは、私はこういう困の根本法であるものについて、そういうふうな政党内閣において対立した考えを持つておるといふ形は、非常に私は遺憾の状態であると思う。もちろん国民が全部こぞ一つ一致するということにはできないかも知れませんが、少なくともこれは当然のことではあります。憲法で、国会において三分の二以上の同意がなければいけませんし、さらに国民投票において過半数を得なければならぬという問題については超党派的研究をされ、結論を国民に示して、その国民の理解と判断にまかすというような形に進んで行くことが望ましいことである。そこで憲法調査会法を、私が当時自民党の幹事長として提案をする際に、社会党にもわれわれの考えを率直に申し込んで、両党の共同提案にしようというのを私は申し入れたのであります。またそうすることがこの法律の性質上望ましい形であるとは私は信じておったのであります。不幸にしてその同意を得ることができなくて、自民党の単独提案という形になりました。しかしこれが国会を通過し、法律が成立した後にございまして、私はこの調査会においては、両方の理論を持つておる人が十分に各方面からこの憲法を検討して、その議論がこの調査

会において現われ、たとえ少数の意見でありまして、二つの意見として国民に示されるという形に結論にたつて、多数はかりに甲という結論にたつたけれども、少数の意見として乙という意見があるということも示して、その理由も十分国民に明らかにして、その国民の判断と理解によること、このものにして行かなければならぬ、こういう見地に立つて、社会党の方々にもこれに参加されるように、幾たびか私に参つたのであります。しかし今日までついにその同意を得ることができません。そこで、もちろん国会に席を持つ者だけでなく、広く国民のうちに憲法に関する有識者を網羅して、この問題を検討することが望ましい、こう考へておられます。従つてたとえ社会党の方が参加されないという場合においても、私はこの調査会の運営を見られて、またいろいろ国民の世論等も聞かされて、社会党が一つ考えをひるがえして参加されるようになるに期待をいたしまして、国会議員の定数のうち、社会党が参加される場合の席をあけておいて、実は出席したいというものが私の考えであります。私はこれははじめに、社会党の方も国民の世論を聞き、憲法というものに対して考えられなければならない、そういう態度が正しい態度であり、望ましい態度である、実は私自身、我田引水でなく国家のために考へておる。そういう意味において私はやりたいと思ひますが、今お話のように、国会にそういう制度でなしに委員会を置いて、そうして両党の国会における構成に準じた委員会を作つたらどうかというお話であります。私

は今のような趣旨でできた調査会にも御参加にならない社会党では、そういう国会内に置いた委員会にも入らない、もししくはそれをさういう制度にするというところで、またさらに混乱を生ずるようなことが絶対にないというところの保証が私にはつかないものであります。むしろせつかく国会の意思としてきまつた法律を、先ほど申したような悲願を胸に込めつつ一つ出発したい、こう思つておられます。

○八木幸吉君 国会内に置けば社会党も場合によつては参加するといふような声を、憲法調査会が案になつたときに、私は社会党の議員から聞いたことがあるのです。ですから、この点はなお一つ慎重に御検討をお願いいたします。

○委員長(龜田得治君) 以上をもつて内閣総理大臣に対する質疑は終了いたします。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記を起して。

○政府委員(林修三君) 先ほどの八木先生からの御質問でございしますが、憲法九条の第一項が自衛権を否定してはならないといふことにつきましては、先ほど總理からお答えした通りと考へます。そういうことから考へまして、私どももいたしましては、この自衛の必要最低限度における実力を持つておられます。これは憲法第九條第二項の禁止し入らない、かように考へておるわけでございます。

○もう一つ、交戦権のことについての御質問がございました。これにつきま

しては、從來私どもが実はお答えいたしておりました通り、あの意味は、戦時国際法において交戦国が持つ諸権利の總体的な、何と申しますか、そういうものを總称したものであろう、かように考へておられます。この点は大體私も多数の説ではないか、かように考へております。その具体的な内容をあげれば、たとえば中立国の船舶を臨検するとか、あるいは占領地行政をやるとか、そういうことが含まれる、かように考へておるわけでございます。

○八木幸吉君 法制局長官の御答弁を聞いたのですが、自衛のための最小限度の必要能力といふふうな御説明であります。これは鳩山内閣のときと同じような見解のように私承るものであります。さうでございせんか。

○政府委員(林修三君) 私は鳩山内閣の法制局長官をいたしておりましたときと同じような趣旨で御答弁申し上げた次第であります。

○八木幸吉君 防衛庁長官にこれに關連して伺うのですが、自衛のための最小必要能力の能力が自衛の目的にならば、原子力を近代戦争では使うようになりまして、これに對応するために原子力、原子兵器もやはり持たなければ必要最小限度の能力には達しないと思ふのですが、そういういたしますと、核兵器を日本が持ちまして憲法第九條には違反しない、當然論理のケースとしてそうなると思ひますが、そう解釈してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(小淵彬君) 日本で核兵器を持たないといふこの考へ方、今の内

閣の決意といふものは、もうすでに總理から申された通りであります。なるほど、ただ理論的に申しますれば、今、八木さんの御指摘になるような解釈をする人があるかも知れませんが、私どももいたしましては、さうでなしにこの憲法の規定もあり、かつまた日本の国情なり国力といふようなものを考へて、最小限度のものを、それで足りないところは、申すまでもなく、核兵器も使わなければならぬ、さうでなければ自衛を達成し得ないといふような際には、これは集団安全保障の機構に頼るという基本的な考へ方を持つておるものでございます。

○秋山長造君 そうすると、政府の解釈では、核兵器を持つといふことは、はつきり憲法違反になる、こういう解釈をしつておられるのです。そこをばつきりして下さい。

○國務大臣(小淵彬君) 私は核兵器といふものについて、戦略兵器としての原水爆などというものは、これは憲法の第九條に反するものである、さういふふうな考へておられます。

○秋山長造君 核兵器は戦略兵器、一ころには戦略兵器にしか使われなかつたやうですが、最近はずつと小型になつて、戦術兵器としてどしどし使うという情勢になつてきているのです。が、たゞいま長官がおっしゃつた戦略兵器としてというのは、むしろ戦術兵器としてということも含めた意味でおっしゃつたのだらうと思ひますが、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(小淵彬君) こちらの方面で、こうした核兵器を持たないといふはつきりとした意思を持つておることは再三申し述べた通りであります。た

だ戦術兵器としての非常に小型の弾頭というものは、果して法律上憲法違反になるか、違反ならぬかというところは、これは別個の問題でありまして、あるいは、それは法制局長官が答えた方がいいかと思ひます。その点は私どもは戦術兵器というものは今後どう発達するかはわからない。私は少くとも攻撃的、外国に脅威を与えるような性格の核兵器であれば、これは憲法違反である、こういうふうな解釈しております。

○秋山長造君 そういたしますと、この前の委員会、きょうの委員会でも、総理大臣がおっしゃったことと多少ニュアンスに違いが出る。総理大臣は、この委員会でも、この前の委員会でも、きょうの委員会でも、核兵器は絶対に持たないということは、あらゆる核兵器というものを含めての核兵器は絶対に持たない、それからこの前の委員会では、核兵器をもって自衛隊を武装するということは絶対にしない、これはもうきわめて簡単明瞭に言っておられる。ところが今の長官の答弁のおしまいは方々聞いてみると、何か小型のものは持ってもいいのだという感じが受け取られる。これははつきりしておいていただかねと……

○國務大臣(小淵彬君) 今の速記をお読み下さいましてわかりませんが、私は政府としては持たないということをまず前提として申しまして、そうして今後どういふ兵器が発達するかは知らないが、私は憲法論については別として、政府の方針はこうである。また総理も政府の方針を述べられたはずでございませう。

○秋山長造君 政府の方針はむろんそ

うです。それから、そうだとすることは、憲法違反になるという解釈を政府はとっておられるから、そうだとするのだと思うのですが、そうでしよう。そうでなければ政府は政策として持たない、しかし憲法違反ではないというのだったらこれは物騒な話です。だから少くとも、いろいろこれは解釈はあるかも知れませんが、つむじ曲りの人はいろいろな解釈をするかも知れませんが、しかし政府は政府としての公式の解釈は、憲法違反になるから持たない、こういう解釈だろうと思うので

○國務大臣(小淵彬君) 先ほどから繰り返して申し上げますように、そういう侵略的な申し立てをするか、攻撃的な兵器であるならば、それは持たないというのが政府の見解でございます。

○秋山長造君 これは攻撃的というても、これはまあ言葉のあやで、攻撃という意味はどういう意味かというところ、これはいろいろなまた、特に法制局長官あたりは、もういろいろな解釈を自由に驅使される、(笑)これははつきり、こゝまで、この間の岸総理の言明から、ずっと一貫して、はつきり持たないというのを述べておられるのですから、だから何かあいまいな点を残さないで、防衛庁長官としては、やはりこの点ははつきりしていただきたいと思うのですが、それは速記を讀んでもはつきりしませんよ、これは。

○國務大臣(小淵彬君) 今まで答弁いたしました通りであります。

○八木幸吉君 法制局長官の、自衛のための最小必要限度の武力ということになれば、私は核兵器まで、その論理

を進めて行くと、発展すると思ひます。先ほど秋山委員が言われました、核兵器は政策としては持たない、しかし憲法違反ではないというのが政府の解釈のように法制局長官の話では私に思ふのですが、法制局長官、いかがですか。

○政府委員(林修三君) 私ども実は核兵器の内容をどう存じませんけれども、少くとも私も現在において理解いたしておりますところは、核兵器というものが大体原爆水爆というものが代表的なものと思ひます。こういうものは私は憲法上持ち得ないもの、かように考へております。しかし将来、科学の発達によって、いかなるものができるか、これは私も保証できません。その場合のことは別でございませうけれども、私は現状においては当然憲法違反になる、かように考へております。

○八木幸吉君 私も兵器のことはよく存じませんが、弾頭だとか何とかがいふ核兵器類似の、一発で何百人も殺すというふうな兵器で、それを持つことが、やはり憲法違反でないかのごとく、あるかのごとく、非常に答弁があいまいなんです、いわゆる原水爆以外の核兵器を持つことは、政府の見解としては憲法違反とお考えになるのか、違反でないとお考えになるのか、法制局長官は兵器のことは知らないとおっしゃるので、これは防衛庁長官から、その点ははつきり伺っておきたいと思ふのです。

○國務大臣(小淵彬君) 戦術的に非常に大量殺戮をするというふうなもの、は、急迫した不正の侵略に対する防禦の域を脱するおそれのあるものでござ

いますから、そういう威力を持ったものというものは、これは憲法違反になる、こういうふうに考へております。

○八木幸吉君 誘導弾はいかがですか。

○國務大臣(小淵彬君) 最近航空機のスピードも非常に速くなりましたし、高くなりまして、またロケットとか、いろいろ新しい兵器が発達して参りますので、自衛を全うしようとするからには、遠いところの距離にとどくような誘導弾は、それはこの自衛の範囲を逸脱するかも知れませんが、新しい時代に対しては新しい装備をして、なかつたならば、ほんとうの自衛の目的を達成することができない。幾ら十八万おりましたも、それが役に立たない自衛隊であつたら何にもならないわけでありまして、この今の実情に即した装備編成をしなければならぬ、この意味におきまして、日本は實際上は、いま工業力あるいは財政的な制限がございまして、誘導弾を作るといふことはできないことである、しょうが、少くとも、われわれは誘導弾は研究しなければならぬ。できればこれを開発するというところに努めなければならぬという見解を持っています。

○八木幸吉君 そういたしますと、原水爆以外は憲法違反じゃない、大体こ

てから押えようとしてもためでありまして、二十キロなり三十キロなり、四十キロの距離まで、そこまで飛ぶものを持って、それを直ちに憲法違反になると思へられないのでありまして、こういう自衛の最小限度の必要を満たす兵器は憲法違反にはならない、こういう見解でございます。

○秋山長造君 ちょっと関連して。非常に遠くまでとおっしゃったのですけれども、非常に遠いとか、非常に近いとかということも、これは限界がごく漠然としておるわけですが、誘導弾というのは、もう大体その性格からして、性能からして、これは誘導弾そのものは、要するに弾を運ぶ、輸送をするわけですから、これはだからそれだけでは意味がない。やっぱりそれに原子弾頭をつけるということが前提となつて発達してきたことは、これは間違いないのです、大型、小型にかかわらず。そうすると誘導弾は憲法違反でないが、原水爆は憲法違反だというふうなことを口先だけで分けてみることは、体がナンセンスだと思ふのです。で、現に長官は、日本にはまだそんなものを作る工業力はないとおっしゃったけれども、先日の二十九日に、相馬ヶ原で防衛庁誘導弾の試験をやられて二回とも失敗しておるじゃありませんか。あれは国産の誘導弾です。失敗したからないというお話だけれども……

○國務大臣(小淵彬君) 先ほどすでに申し上げた通り、私もこれを研究、開発しようという段階でありまして、試作の段階で、すなわちこれが直ちに装備に編入されるような段階にきておらないというのが私の趣旨でございませう。なお、誘導弾は、あるいは

場合によつては原子弾頭をつけること
もあるではないかとおっしゃいます
が、それは誘導装置によりましては、
そういうものを使用する場合もありま
すけれども、もし誘導弾がそういうもの
に關係があるからとおっしゃるなら、
飛行機も小さな原子弾頭をつけられ
ますから、あらゆるものが原子兵器
であるということになりますので、日
本はいかなる装備もできないという結
果になります。(笑聲)

○秋山長造君 これは笑いごとではな
いですが、それと誘導弾とは違ひます
よ。誘導弾というのは、大体この原
子弾頭をつけるとか、あるいは原爆を
運ぶその目的のもとに作られて、これ
は不可分のものなんですよ。羽田にあ
る輸送機も原爆を運ぶじゃないかと
いう、それは運べぬこともないけれ
ども、それは不可分の關係も何もない
ところが飛行機だつて、今 B 57 だ
とか、こういうようなものになると、こ
れは本来原爆を運ぶ目的で進びい
ように作られたものだから、これは相
当不可分になってくるけれども、それ
とこれとをごっちゃにやられるのは三
百代言ですよ。

○國務大臣(小淵彬吉) たとえばそれ
は一部の非常に進んだ、大きな距離に
行く誘導兵器には、米軍あたりでは原
爆搭載、核兵器をこれに用いるという
ことを考へて、それを研究しておるよ
うであります、これは決して私の
詭弁ではなくして、誘導兵器には普通
のものもろん爆薬も用いられるものもあ
りまして、しかし私どもの今の構
想といましては、原子弾頭のよう
なものをこれに利用しようという考へ
は全然ございません。

○秋山長造君 この点はさっきの憲法
の問題とも関連して、これは非常に重
要な問題だと思つて、これは、この点
をはつきりしておかないと、これはや
はり近距離攻撃の誘導弾ならかまわぬ
じゃないかといううなことで、だん
だんとやがて既成事実ができて行くお
それが私はあると思うのですがね。先
ほどの核兵器が、その規模のいかん
にかかわらず憲法違反であるかどうか
という問題について、長官の御答弁
と、それから法制局長官の答弁をされ
たことと食い違ひがあると思う。で、私
ども先般来、岸総理から聞いてきたこ
とともまた食い違ひがあると思う。こ
れは一つ総理大臣から、はつきり私は
この点についての見解をもう一度表明
していただきたいと思うのですがね、
委員長。

○國務大臣(小淵彬吉) 必要があれば
私総理に申し上げますけれども、し
かしながら、私が申し上げましたこと
は、総理の言っておられることと全然
違つておらないと思つてあります。
核兵器はわれわれとしては絶対に使わ
ないという見解も申し上げましたし、
かつまたそういう攻撃的な性格のもの
は憲法に反するものと解しておるとい
う点においても一致しておるといふ考
えを持っておるわけでございます、そ
う、そのように御承知を願ひたいと存
じます。

○秋山長造君 まあその点は御承知で
きません、私は。だけれども、それは
委員長の処理にまかせるとして、長官
にさらに伺ひ……、よろしうござい
ますか。

○八木幸吉君 一点だけ。今、秋山委
員が仰せられたように、核兵器と憲法
の關係、法制局長官と防衛庁長官と総
理とどうも話がびつたり合つておらな
いと思ひます。そこでこの席でして
答弁は求めませんが、核兵器と憲法第
九条との關係、核兵器の種類別に、一
応、適當な機會に、どこまでは憲法違
反である、どこから憲法違反でないとい
うところを一つ政府内部の意見を調
整して、はつきりこの席で適當な機會
に御言明をいただきたいということを
委員長を通じてお願い申し上げておき
ます。

○委員長(龜田得治君) この点は若干
微妙な点もありますから、委員会終了
後の理事会で相談してみます、扱い方
を。そういうふうの一つ御了承願つ
て、次の方に質問を進めてもらいた
いと思ひます。ちよつと速記をとめて下
さい。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記を起し
て。

一つ防衛庁長官にお尋ねする前に、
今井長官にちよつとお聞きしたいと思
うのですが、例の伊丹飛行場返還とい
うことが、米軍側から通告があつたの
ですが、その後の具体的な条件とか、
時期とか、そういうことが相当明確に
なつたのかどうか、あるいは先だつて
通告があつた、あるいは簡単な文書、
それだけに終つてゐるのか、その辺の
事情をまず御説明願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(今井久君) 伊丹の飛行場
の返還につきましては、先日当委員会
において、通告のありました直後にお
きまして、とりあえず御報告いたした
のでございます。その際に、米軍とい
うのは、近き将来において伊丹

飛行場を返還する用意があるという通
告が参つております。その時期、その
内容等につきましては何ら示してありま
せんので、当時から米軍にさつそく交
渉いたしまして、その時期、内容等に
ついて明確にしてもらいたいという交
渉をいたしたのでございまして、今
日までのところ、まだこの点について
明確なる返答が参つておらないのでご
ざいます。

○委員長(龜田得治君) 相当もう日数
がたつてゐるのですがね。返そうとい
う意思表示があつた以上は、やはり何
か相当具体的なめどがあつて、そうい
う意思表示をされたと思ふのです。今
お答えになつたように、何にもあ
と、交渉をしておるけれども、意思表
示がないのかどうか、いや、いつごろ
というくらいのかは言つてゐるのだ
けれども、正確ではないから、ここで
言えないということなのかどうか、何
もないということになるか、あるいは少
しおかしいぞということになるのです
が、その辺もう少し詳しく御説明願
ひたいと思ひます。

○政府委員(今井久君) この点は私の
想像でございますが、伊丹の飛行場
の返還ということの米軍の意思が決定
いたしましたので、伊丹の飛行場につ
きましては、いろいろ問題もあるとこ
ろであるし、重要な施設であるの
で、とりあえずその通告をしておこ
う、そのことを知らしておこうとい
うことで通告をして参つたものであるよ
うに存じておる次第でございます。今
日まで、ただいま御指摘のありました
通りに、その時期、内容等につきまし
て、実はいつごろ返還になるというよ
うなことは私どもの方もいろいろ聞い

ておるのでございしますが、何らのま
だ正確な返事がないのでございします。
これはおそらくは移転先の受け入れ準
備でありまして、兵舎、その他施設
の処理、引き継ぎ等のために、完全な
飛行場の解除ということについての問
題につきましては、数カ月要するもの
でありまして、それらの点のめどが
つきましてから、私どもの方に大体の
日取りを通告するのじやなからうか、
こういうふうには想像しておるの
であります。私どももいたしましては、
これらの時期はなるべく早いときにお
いて、知りたいということをお念じてお
りまして、今後米軍に對して、それ
らの点の交渉をいたすつもりでおる次
第でございます。

○委員長(龜田得治君) もう少し早く
明確にしてもらいたいと思ひます。
それで防衛庁長官にお尋ねするの
ですが、聞くところによると、これが
返つてくれば、自衛隊の方で若干これ
を使いたいというふうな意思表示を
されておるやに聞きます。そういう意
思表示があるというのを聞きますか
ら、おそらく時期等も相当明確になつ
てゐるのじやないかと思つたのです
が、その点は今、今井さんからお話が
あつた程度であります、しかしい
ち早く防衛庁の方からそういう意思表示
がある、これはどの程度のことを考へ
ておるのか、それから絶対にそれは必
要なものなのかどうか、そういうよう
な点について防衛庁当局に一つ考へを
聞きたいと思ひます。

○國務大臣(小淵彬吉) 防衛庁といた
しましては、できればあの伊丹の飛行
場が返還されて、おそらく運輸省
の管轄下に入りますが、その際

が、どうお考えでしょうか。

○政府委員（今井久君） 先ほどお答さ

申し上げました通りに、公有地並びに
民有地というような、いわゆる国有に
属するもの以外のものにつきましては、
は、おのおの所有者に返還する、伊
丹の飛行場の返還される時期におきま
して、すみやかにこれの返還の手續を
とるという考えにつきましては、何ら異
ならないのでございます。

○竹下豊次君　今私有地の問題がありましたが、私はそれをお尋ねしたいと思っておったのですが、伊丹の飛行場

の敷地を買収されるときに民間との契約はどういうふうになっておるのですか。アメリカが引き揚げるときには買戻しができるというような約款でもつけておるのですか。それとも全くそういう条件はなくて、当然もう国民に返せといつて出てきたところで取り合わなくてもいいか。法律的にも解釈はそういうことになるのでしょうか。

○政府委員(今井久君) 伊丹の飛行場の敷地につきましては、その大多数が国有地であるのでございます。この国有地は、

○竹下豊次君　もとからの。

○政府委員(今井久君) もとからでは
ありませんで、かつて民有地でありま
したものを買収いたしまして、そうし
て国有地になりましたその後拡張いた
しまして、今日の伊丹飛行場の敷地に
なっておりますわけでございます。
これらが返還になりました際には、た
だいま御指摘になりましたような、も
との所有者に返すというような約束の
ついでにおるのではないかという御指
摘がありました、これはその約束はつ
いていないものと、こういうふう
に存じております。

○竹下豊次君　そうしますと、アメリカ

力がほしい其地を提供したいので、基地を買い上げたいのだがと、調達庁で民間の所有者に相談されますね、そういうことはそのときにはお話があったのだらうと思いますけれども、それであれば話が進みませんので、しかし引き揚げたときには返すという約束はしておられない、こういうわけですね。

○政府委員（今井久君） 御指摘の通りでございます。

○竹下 豊次君　伊丹の分はわかりましたが、ほかの基地はみんなやはりそういうことになって買い上げたらすつかり完全に国有になり、返す義務はどこにも負っていないということになっておりましようか。ほかの飛行場基地につきましては。

○政府委員(今井久君) 大體固有地に
買ひ上げますものについては、將來も
との所有者に返すというようなものは
ついていないと思います。

○竹下豊次君 全体の、これに對し
て。

○政府委員（今井久君）はい。

○政府委員（今井久君） はい。

○委員長(龜田得治君) ちよつとそれ
に關連して疑問をもっているのです
が、戰時中買ひ上げてそして戰爭終了
後ずつと引き繼いで軍用地になつて
おつたというようなものです、軍用を
やめる場合に、戰時中買ひ上げるとき
に明確に買ひ戻しの条件等についてお
らないけれども、實際上強制的に買収
したというようなものの明確なものに
ついては、もとの農民に返したのが相
當ある、事實上。で買ひ上げの条件に、
はつきりそういうものはなくとも、
國が一定の目的をもつて相手がいやが
るのを買ひ取つた場合には、その事後

処理というものは場所々々によつて相
当倅つてくる場合があり得るのじやな
いか。今井さんとしては国の方の立場
に立てば、一たん自分の方にもらつた
ものは、どういふ場合にも放さない
というような立場においての答弁がした
いところであろうが、公平な第三者か
ら見たらちよつとこれだけでは不
公平、過酷に當るといふようなことも
出てくるのじやないかと思う。その一
般論だけでは全部私の言うようにしな
ければならないということはないと思
うが、その点若干場所によつていろ
いろ違ふ場合があり得るのじやない
か。

○政府委員(今井久君) ただいまの御指摘の点につきまして、もとやはり民有地を買収して国有地になったものが、返還になります際には、先ほど申しました通り大蔵省が一般国有財産については、その国有財産の処理をするというふうになっておるのでございます。

その国有財産の処理の際に地元の御要望等がございまして、そしてそれが公

其の用に供しないというような場合に、それをやはりもとの所有者に返してゆくという措置を、行政措置としてとつたという場合は私はあるのだらうと思います。ただ先ほど御指摘のありました買収して国有地にしたという場合に、法律的な条件として、返つた場合には元の所有者に返すというような条件はついていないというのが原則だということに、お答え申し上げます。

○秋山長造君 先ほどの誘導弾の問題に返りますが、防衛庁はアメリカに対して、誘導弾の供与を申し入れられておることは二月の初めに長官が正式に

言明された。あの誘導弾はすでに入りつつあるのですか。それとも今後いつどういふ種類のものが、どれだけ入ってくるという見通しになっておるのでしょうか、その点をまず伺いたい。

（國務大臣（小淵祐三））おれわれの方からも希望を申し入れてはおりますが、まだいつこれを見本として日本に一つのセットづつ提供してくれるかどうかは、見通しがついておりません。と申しまするのは、やはり日本でただだ日米相互防衛援助協定によって提供を受ける、装備なんかに使うのと違いまして、これを見本にして日本でこれを分解して研究しよう、そうして改作し

ようというものが、これまで試作には失敗しておりますが、それを種にしていろいろ日本は日本式に、もっと距離の短かいものにするとか、いろいろ改作をしてやった場合に、向うからもらったものを種にして作った場合に、自然そのアイデアというものが新しくできたものの中に入ってくる。ところが今のMSA協定によるところの秘密保護法というものは、そういう見本に作られた際に、その見本品の形になった場合の秘密保護というものが十分でないという見方があり、また事実日本の今の法律構成からいうとそうなりますので、これを受けるということになりますと、結局こうした装備品の秘密保護をする措置がないと、提供できないというような意図もあるようでございまして、まだこの話は具体的には進んでおりません。

○秋山長造君 申し込まれたのはやはり型はどういう型とどういう型という、型なり数量なりそれを具体的に指定して申し込まれておるのだらうと思

う。その点を明らかにしていただきたい。
○国務大臣（小淵彬君） これは種類を指定して申し入れをしております。そうしていずれも一つのセット、一そろいということにいたしております。そうしてその名前はすでに他の委員会で申し上げた通りでございます。

○秋山長造君 新し秘寶保護法を作ってもらいたいという希望を、アメリカ側は強く持つておるというお話ですが、これは何ですか、具体的にアメリカ側からそういう話が日本の政府の方へあったわけなんですか。

○國務大臣(小盡彬君) 日本に作つて

もらいたいという希望を申し出たのではなくて、日本側から要請したのに対して、こういうものには相当機密の部
分もあるので、それが現在の秘密保護
法では十分カバーできないから、これ
を受け入れるとすれば、そういうこと
は必要になるであらうという趣旨のこ
とを、日本における顧問団の方が申して
おるわけでありませう。

○秋山長造君 顧問同も顧問閣下ですけれども、われわれの聞くところによると、アメリカ側としては日本の秘密保護法なんか問題にならない、新しいものと大がかりな秘密保護法を作るべきだ、こういう非常に強い意向を持っております、そうして今度岸総理が渡米されたときには、当然日本の防衛問題についての話が出ると思う。そのときにもやはりこの問題を一つの重要な項目として、持ち出されるのじゃないかというような話を聞くわけですがね、その点はどうですか。政府の方でも向うがそういう意向ならば、とにかく新しい秘密保護法を作ってもやはり誘導

弾の供与を受けた、こういう御意思
なんですか。

○國務大臣(小淵彬君) これまでも再
再申しておりますように、日本の自衛
力を漸増するという意味においては、
ただ教を増しても何もしない、結局
現在の新しい戦術と申しますか装備に
よる、世界の防衛力の増強というもの
に對抗いたしまして、もしものことが
あった際日本を守るということをする
には、ただ在来の装備品、兵器だけで
は十分であるから、もっと効率的な
ものにする必要がある、質的にこれを
よくすることが必要である。その立場
から言えば、二年や三年のうちにでは
できないけれども、こういうものを少く
とも研究しておかなくてはならぬ。そ
うしてできればそういうものを国産
で、一番日本の実情に適するものに製
作する、というような考え方を持たな
ければならぬという見地から、私も
はこの研究を進めたいという、強い希
望を持っているのであります。そこで
この日本の希望を達成するには、向う
から作れと言われるのではなくして、達
成するには、日本でABCからやれば
十年かかるかも知れぬ、向うで何十
億何兆円にも匹敵するだけの部分のサ
ンプルがあれば、それだけ効果的であ
りますから、この見本をもらいたい、
そのために私どもの立場から言えば、
最小限度の秘密保護の措置がとられる
というのを望んでいるわけでありま
すが、まだ政府としてそういう決定
をいたしている次第ではございませ
ん。ただ防衛庁といたしましては、こ
れをもらい受けるに必要な、最小限度
の秘密保護の措置はとってもらいた
い、こういう希望を持っている次第で

あります。

○秋山長造君 それはなんですか、今
ある秘密保護法を改正するという形で
おやりになるのですか、それは別個
に、あるいは今の保護法も含んだ、
新しい秘密保護法というものを作り
になるおつもりなんですか。

○國務大臣(小淵彬君) 具体的には、
まだ法律の形について、きまつた私
どもの試案を持っているわけではござ
いません。

○秋山長造君 それから去年の予算で
決定したエリコンの誘導弾ですね、あ
れはもう入ってきたのですか、どうな
んですか。

○國務大臣(小淵彬君) 今年度の予算
に、もう半額に当る一億六千万円ほど
認めていただいておりますので、大体
十月ごろ入ってくるはずでございま
す。

○秋山長造君 そういたしますと防衛
庁としては、あちこちからいろいろな
誘導弾を持ち込んで研究をされる、こ
ういうことであらうと思ふのですが
ね、この点はどうかですか。エリコ
ンの誘導弾は三億幾らということだ
たのですが、しかもエリコンの誘導
弾はもう相当古い型だということも
時国会で議論された。そのときの話で
は、アメリカだとかその他どんな新
らしい誘導弾を作っている国の誘導
弾を持ち込むということには、いろいろ
政治的その他の問題があるの、スイ
スというふうなああいう国柄の誘導
弾を買入れることがまあ政治的な、ど
う言いますか背景がつかなくて、純技
術的な問題として処理できるから、そ
れでスイスから買うのだ、こういうよ
うな説明があったのです。ところが

うすでにその後アメリカから誘導弾を
どうも今度は金を出すんではなしに供
与を受ける、また受け得る、こういう
ことになってくるんだしたら、何もエ
リコンの誘導弾にそんなにたくさん金
をかけてまでわざわざ買つてこな
くても、アメリカの新しいいろいろな
型の誘導弾の供与を受けて、それで十
分じゃないかという気もするのです
が、その点はどのようにお考えにな
っておるか。

○政府委員(増原憲吉君) エリコン誘
導弾を買いますときに御説明を申し
上げた趣旨は、今秋山委員が仰せに
なつたようなことを申し上げなかつた
つもりでございませう。当時は一応米
国には何といひますかMSAの関係が
ありますので、誘導弾をくれないかとい
うことを話をいたしました。当時とし
ては全然問題にならなかつたわけであ
ります。それでまあ相当多額の金を要
します。それが当時買得るものとして
はエリコンしかなかったものでありま
す。現在でも大体エリコンしかござ
いません。エリコンを買つてこれを基礎
にして研究の確実性、期間を短縮する
ということをやろうとしてお願いをし
て、国会でも承認をいただいたわけ
であります。その後昨年さらに米国へ要
求をいたしましたわけでありませう。それ
に対して何といひますか好意的に考え得
るというふうな通報があったのであり
ますが、それが何かもうすぐ渡すよ
うに新聞等で報道されたのでありま
す。まだ事実は今長官から申し上げま
したように、こちらへ受け渡しをして
くれるという、具体的な話し合いには
まだなつていないという段階でござ
います。

○秋山長造君 そういたしますと、昨
年はエリコンを買入れたときには、
他からの道がないから仕方がない、エ
リコンと、こういうことになつたわけ
でしょう。ところが、その後その当時
予想しなかつたことではあるが、新事
態としてアメリカ側から供与を受けら
れることになつたというのでしょう。
そうすると、いつになるかしらぬけれ
ども、遠からざるうちにこれは供与を
受けられるものと思ふのですが、そう
すると、エリコンの誘導弾というもの
は特にどうしてもこれを買わなければ
ならない、という必要もそのときには
解消してくるようになるのじやなか
らうかというように思ふのです。

○政府委員(増原憲吉君) わが方のい
ろいろ財政上の問題を考えますと
ば、当時米軍から若干種類のものを一
セットぐらいくれるということであり
ます。するならば、おそらく大蔵省もエ
リコンを買ふことを認めてくれなかつた
らうと思ひます。国会でも御承認さ
れなかつたと思ふのであります。当
時そういうことを国会で承認をいた
だいて、契約をして着手をしたのはだ
いぶ前でありまして、この十月ごろに
入ってくるという状態でございませう。
これはとても契約を解除するといふこ
とには参らぬと思ひます。これはしか
しむだなことではございませぬので、
たとえば米軍から参りますナイキとエ
リコンはいろいろ異なつたアイデアが
ございまして、これは両者を比較検討
するならば比較的高い研究成果を得ら
れるというものでございませう。決して
むだなものではありません。

○竹下登次君 関連しまして、秘密保
護法の問題ですが、私は現在の秘密保

護法では範囲が狭くて足りない。一方
先ほど防衛庁長官からお話のように新
兵器の研究は着々進んでいる。おっしゃ
る通りきわめて必要だと思ふのです。
日本自身で研究する新兵器の問題に
つきまして、それだけのことを考え
ましても今の範囲では狭い。それだ
けでも急いでやはり仕事を進めるとす
れば、さらにもう少しきびしいとい
うか広いというか、秘密保護法の制定を
急ぐ必要がある。まあアメリカから向
うの新兵器でこちらにないものを借り
るなり、もつたりして研究を進めて
いけるという便利があるわけでありま
す。自衛力を増強するというために兵
隊をたくさん増したりするというよう
なことは、この際あまり好ましくない
と思ひますが、そういう方面の研究を
進めて増強することはきわめて適切な
ことである。アメリカも現在、先ほど
お話のように、こちらから注文してい
るものは秘密保護法がなければ、それ
は貸すわけにもいかないという態度を
とることも私はわかると思ふのです。
同方考え合せまして、どうしてもこ
れは早く制定しなければならぬ必要に
迫られていると私は思つておりま
す。ところが防衛府ではそういうよう
にお考えになつていられるに承るの
ですが、政府の方でそれがきまらな
い。おそらく防衛庁の長官は閣議でそ
のお話をいろいろ持ち出されたか、あ
るいは総理自身にいろいろお話にな
つたのか知りませんが、防衛庁の
意見を受け入れられたいということ
は、反対する人の事由がまずなければ
ならないと思ふのです。なぜ防衛庁の
希望を受け入れられないか、それはどう
いう経過になつていられるのでしょうか。

だ世間で一部の者が反対する、そういう気がねだけでそれを決行するだけの勇氣をお持ち合せにならないのか、政府として。ただほんやりそんなことで、……そうなのか。あるいはその必要はまだないのだというような政府の考えなのか、その点を今日までの経過はどういうことになっておりますか、お話を願いたいと思います。

○國務大臣(小幡彬君) この秘密保護法が従来ので不十分だろうという大體の見解においては、政府といたしまして一致しておりますが、御承知のようにはこれは行き過ぎになりますと、いろいろわれわれの予測しない批判もあり、その点は十分国民に、あるいは戦前のような法律を作るといふような氣持を与えないようにして、慎重に取り扱う必要があるといふような趣旨において、まだはつきりとした態度がきまつておらないのでありまして、私どもすでにこれは要望しているところであります、ぜひこれを早く具體的に法案化するように努力をいたしたいと考えております。

○竹下豐次君　行き過ぎの点ですがね、これは秘密保護法制定に反対する人の意見の大きな部分を占めている点だろうと思う。しかし行き過ぎの点はこの法律だけの問題じゃない。どの法律でも行き過ぎをやったらいけないのですね、警察法規というものは大体そういう性質を持っております。それは心配の程度の問題であって、それをあまり気にし過ぎておって、これはいつまでたっても解決される問題では私はないと思う。それはそれだけのことでありましたら、もう少しそれをどう判断するかということは、もう判断がつ

き得る時期まで私は研究しておられるはずだろうと思う。どうだろう、こうだろうと考えられますが、いつまでたっても同じことを繰り返すだけなんです。もうそろそろ元氣を出して決定される時期に迫られていると私は思うのですが、それだけ申し上げておきます。

○秋山長達君 長官時間をお急ぎに

なっておりますが、先ほど總理へも伺いましたますが、先ほど總理へもちよっとお尋ねしたのですけれども、御答弁がなかったので重ねて伺いするのですが、オネスト・ジョン、それから誘導弾、これはアメリカ側の誘導弾、あるいはB57爆撃機、それからF100Fジェット戦闘機、こういうようなものが一体日本に今どれだけ入っているのかということ、それからこういうことは一々政府の方で確認をされているのかどうか。それからこういうものが入ったり出たりする手続ですね、手続というものはどういうようになっていっているのか、これらの点を一つお伺いしたいのですが。

通報するという取りきめになっており
ます。

○秋山長造君 あのおネスト・ジョン
は一隊というのはですね、一昨年の夏
入ってきたあれだけなのですか。その
後増強されていないのですか。
○国務大臣(小淵裕君) その後入って
きておりません。あれだけでございま
す。

が、この点はただ総理大臣あたりが一片の口頭答弁でおっしゃるだけでなしに、あなたの方でも防衛当局としてもこの点は特に注意をされておられるはずだと思う。その点は何ですか、秘密で持込まれるというようなおそれはないような仕組みになっておるのですかどうか。

○國務大臣（小淵樫君）　一々警察的な

隊、フットミックス・サボート・コマンド
 というのは今度もうアメリカに二カ所
 置くようになったそうで、ございます
 が、そういう新部隊も持てないといこ
 ろへ原子弾頭を持ってくる、というよ
 うなことはちよつと想像もできません
 し、私はそういうことはあり得ないと
 思いまするし、あれほど総理も始終
 言っておりまするしわれわれも注意を

1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 26

○秋山長造君 誘導弾はどうですか。
○政府委員(増原恵吉君) 誘導弾はまだ入っておりません。
○秋山長造君 全然。

意味においては取り扱いはできませんけれども、最近においては特にまた日本の内地に対する移動のみならず、アメリカの国内の問題につきましても始

喚起しているので、黙って一時的だからという日本に持つてくるということも想像できない。また事実そういうものを使う部隊も現在のところはこちら

○秋山長造君 それからまあオネスト・ジョーンズの持ち込みのときに非常に問題になったあの原子弾頭の問題ですね、この原子弾頭はすでに日本のどこかへ貯蔵されているんじゃないかというような説もかなりあるのですね、これは御存じだろうと思う。この点はどうですか。あるかないか確認をされておりますかどうか。

○國務大臣(小淵彬君) そういうものは絶対にないはずでございます。今年も

て、その間に何を隠してどうするといふような意向は絶対にないだらうといふことは、私はレムニツターその他の連中に始終會つていまして得ている印象で、相当詳細に私に對しましては伝達してくれまするから、そういうことは絶対にないはずでございます。また私もまことに御趣旨ごもつともなのでございまして、そういうことのないように就任以来注意いたしましたところ、最近は相當他の地域についても知

にはない、と見るのが正しい見方じゃないかと考えます。

○秋山長造君　私の聞いているのは目的地として日本に持つてくるということではなくして、中継ぎ地として日本に一時的に持つてくるといふことはいかということです。

○国務大臣(小瀧彬君)　今申しましたようにまあ総理も始終言つておりまするし、私どももこれについては非常に国民感情を刺激するからということで、万一あるときは知らせてくれなけ

新聞に一部国防省及び國務省の意向で
あるというので、こういう問題が出ま
した際にも國務省の方でさそく、こ
れは事実と反することであって必ずそ
ういう場合には日本へ通報する、とい
うことを世界に公表しておりまして、
その通り実行しているわけでございま
して、日本にはそういうものは参って
おらないのが事実でございます。

○秋山長造君　まあ原子兵器は事前の
了解なしには持ち込まない、こういう口
約束には一応なっておるのですが、こ
の点特に防衛庁とアメリカ軍との間で
問題は具体的になり得ると思うのです。

らせてきております。

○秋山長造君　日本の本土の中に貯蔵されるということとはまあないと一応しまでも、たとえば韓国だとかあるいは沖繩あたりへ運ぶ途中を、一時的に日本のこの本土内のどこかへ貯蔵する、というようなことはあり得るんじゃないかという気がするのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(小淵裕君)　これは私の想像でありますけれども、オネスト・ジョンというのはなるほどそういうことに使えるかも知れませんが、アメリカで言う何というのですか原子支援部

ればいけないし、そういうことは絶対に日本は許さないからということをも十分に承知しておりますから、一時的といえども日本には持ち込むことはないとはいえず、またそういうこの通報を受けたこともございません。

○委員長(亀田得治君) これは防衛厅长官、どうなんでしょうか。

米軍からある程度詳細な報告等は受けておられるようですが、委員会を秘密会等にしてそうしてその点の御説明を願うというよりなことではないですか。

○國務大臣(小淵梅君) これは外国の

軍事関係のみならず、外国とのきわめて簡単に思えるような取りきめにしたとしても、向うと話し合つて向うもよろうと、双方で発表しようとか、また一方に特に必要があるから発表をするといふことについて向うも合意しない、一方的にきめることは困難だと考えます。

○委員長(龜田得治君) まあわれわれがですね、たとえばB57、F100、オースト・ジョンにしても来てゐることは来てゐる。しかしその量が皆目わからない。実情はやはり説明をしてもらへば、ああそういう程度かというふうなことで納得がいくわけだね。これはやはり政治家としても非常に関心を持ってゐるところだし、それからこの間僕ら板付の基地へ行つたときにですね、昨年の十一月ごろから来ておるF100の数、二百くらいと言つておりましたがね。これは記録がありますから調べればわかりますが、だからまあ基地の司令官に聞くと案外簡単にあれを言うわけですがね。でこれは原爆機ですと、こういうこともつけ加えてはつきり言つておりましたがね。だからその辺のところをまあ大体これくらいのものは来てゐるのだと、そしてこういうふうな説明願つて差しつかえない程度のこと、は、ソ連側だつて知つてゐるんじゃないかと思ふ、そんな程度のこと。ですから僕ら皆目知らないといふのは、なやっぱ想像が出てくる。だからあまり公けじや工合が悪ければ、適当に秘密会等にこれを切りかえてもいいですからね、ある程度のことではやっぱおつちやつてもらつた方が。これは少しも刑事特別法にもひつかかる問題

じゃないと思ふのです。

○政府委員(小淵彬君) いや、刑事特別法の問題なんかじやなしに向うとの関係であります、大体の一般的な報道をもとにしての話は、きょうも予算委員会でしたのでございしますが、向うから機密扱いにして直接通報を受けたものを、こゝでそのまゝ出すかどうかといふことは、一方的にきめられないといふことを申し添へた次第でございします。

○委員長(龜田得治君) それじや向うとある程度防衛庁長官として国会の中でこういう要求が、こゝでだけじやないと思ふのです、おそろくそういう気持を持つてゐるいろいろな質問がどの委員会でも出ておると思ひます。だからこの程度はどうかというふうな一つ折衝をされて、そして適当な措置はとれぬものですか。

○国務大臣(小淵彬君) その点は大体の兵数というふうなことは向うとも話しまして、国会でもすでに説明いたしておりますが、そういう機敏とか何とかといふことについては、今までのところは量を伏せておくといふことになつてゐますが、また委員長の御趣旨もございします、私も始終會つておりますからその点は話し合つてみたいと思ひます。

○伊藤道雄君、長官に二三の点について伺ひたい。一つは最近集団安全保障による国の防衛という基本方針が明らかにされてきたようですが、ところが一方防衛分担金は昨年比で今年だといふ少くなつてゐるようです。そこでその後防衛費に關してどのような措置をとられるか、対米折衝とか予算措置、そういう点についてはどのようにお考えになつておられますか。

なつておりますか。

○国務大臣(小淵彬君) 日本の防衛問題については、日本で今国防會議で検討しようとしておるわけであり、防衛分担金につきましては、御承知のように、昨年の五月重光外務大臣の時代に、日本の防衛費及び施設提供費の額が、前年に比して増加した額の半額だけを減してゐる、こういう取りきめができておるわけでございます。しかしこれが必ずしも未来永劫まで変わらないわけのものでもなしに、たとえば、たとへばですが安保条約の改訂でもあつて、全然アメリカの駐留軍がいなないといふことになれば、そういうものと關係なくゼロになつてしまふ、これはその一部を負担するというような行政協定もございしますからゼロになるわけですね。今後必ずしもこの原則がいつまでも続くわけじやございせんが、現在あります重光外務大臣時代の取りきめから言へば、防衛費の増額した分に應じて、その半分だけ防衛分担金が減つていくという仕組みになつてゐるわけですね。

○伊藤道雄君 そうしますと昨年と今年の場合で、予算を見ますとたいぶ減つておりますが、それだけ昨日の米軍が少くなつたということですか。

○国務大臣(小淵彬君) 昨年は、八億防衛費がふえましたが、四億減つたので、その前年よりは減つたのが非常に少いわけであり、しかしそれじゃ四億に値するだけ、今度三百億になつたのだからその前の四億だけの人数が減つたかといふことになる、必ずしもそうではございせん。アメリカとしては長く日本に軍を駐留させたくない、日本の方で自衛力が伸びるに

従つて早く歸したい、これは向うも国防の負担になりますので、なるべく歸したいという氣持を持つておりますが、それとこの防衛分担金の減額とがちょうど正比例をして變るというのではなく、昨年あつた自動的防衛分担金が減されてゐるような方式を、重光外務大臣のときに作つたわけでありまして、もちろん分担金が減ればだんだんそれに應じて減るでしようが、正比例するといふわけではありせん。

○伊藤道雄君 これは四月十二日ごろの新聞報道によるわけですが、この新聞報道によつて、アメリカの極東空軍司令官が、極東における空軍力の増強計画は順調に進んでゐる、それでその増強の一端として三十三個中隊を目標に目下順調に進んでゐる、こういう意味の新聞報道があつたわけですが、これについてどの程度現在進んでおるかといふこと、それからいつごろこの計画は完成するかといふこと、この二点お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵彬君) ジェネラル・キネターはアメリカの極東空軍の司令官をしておりますので、日本の航空自衛隊の増強には重大なる関心をもつておるのではありません。おそろく三十三個の中隊と申しますのは、かつて二三年前に防衛庁が試算として作り、その後防衛六カ年計画といわれましたが、すなわち空に關しては千三百機といふことを申しておりましたが、そういう目標を完成したならば、その三十三個の部隊ができるようになる、まあその方向に努力をしてゐるという趣旨を申し述べたものと思ひます。現在は全体

で空軍の方は五百機余りありまして、本年度の計画は全部で上るわけであり、実機としてはまだ百数十機にしか満たないのでありまして、今ジェネラル・キネターが言つてゐるのはたいぶ離れておる。

○伊藤道雄君 アメリカの陸軍は、明年度の計画として全世界に六カ所の原子機動部隊を作り、そしてその一カ所は日本に設置したい、そういうふうな先般発表されておるわけですが、こういう問題については、私も重大関心をもたざるを得ないわけなんです、これについてはどのようにお考えになつておられますか。

○国務大臣(小淵彬君) 六カ所云々といふことは確かに新聞にも出てゐる、これは日本でもキャリーされたニュースでございしますが、あれは新聞の方での批評でありまして、そうすればその中に日本が加わるだらうという見方を示したものであつて、先方の正式の発表ではございせん。その後先はとも申しましたように、國務省でも日本にそういうものを置く意思はない。そういうときにはもちろん日本に相談しなければならぬし、そういうことは考へておらないといふ否定的なものが出たわけであり、當時発表になつた大体六つのASACと申します、原子力支援部隊を置くといふような構想が出たもので、それから、それについて、そうならば日本もその一つになるだらうといふ軍事専門の新聞記者の人が書かれた記事でございします。

○伊藤道雄君 時間が超過してゐるのですからこれでやめたいと思ひますが、ただお願いしておきますが、二十日ごろの海上自衛隊のPV2機が墜落

しておりますが、これについていづれ適当な時期に御報告いただいて、それについて御質問をしたいと思います。時間の関係でこれでやめます。

○秋山長造君 先ほどお伺いしたアメリカ軍の兵器あるいは航空機それから兵員、艦艇、こういうようなものの日本国土への出入りですね、これは一々通報は受けておる、確認しておるというお話だったのですが、これは日本が向うとこちらとの間にはつきりした取りきめがあつて、それに基づいてやっておられるのですか、ただ運用の上でそういうふうによつておられるのですか。

○国務大臣(小淵彬君) そういう書きものはございませんので、実際の慣習として始終定期的に会つてそういう情報交換しておる次第でございます。

○秋山長造君 あと一点でやめますが、その点はやはり先ほど総理大臣も原子兵器の持ち込みの問題については、何らか書きものの形でやりたいというお話があつたのですが、やはり特に非常に微妙な問題、しかもまかり間違ふと相当問題をはらむ性質のもので、すから、何か出入りについて一つの取りきめというものをはつきりしておかれた方がいいんじゃないかと思うのですが、私も聞いたところによると、何かこれらの問題については、まあ大体事前に来月の計画は大体どうだということを、今月向うから通知される。あるいは緊急の場合にも四十八時間前にこちらへ通報されておるといふようなことも聞くのですが、そういう点やはりはつきりした文書による取りきめをすべきじゃないかと思うのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(小淵彬君) その点はさつき総理も触れておりましたように、根本的にいへば今の安保条約というものがあうという格好でスタートしておりますので、この安保条約の根本に触れないと、こちらの完全に希望通りにはいかないと思つております。しかしこちらの方も自衛力もだんだんふえたので、われわれが向うに要請しまして今のような取り計らいをしておりますが、これが満足でないことは御指摘の通りでございますので、こうした点が、幸いにして総理が努力されて、だんだん基本的な問題も解決の緒につけば、そういうものも付带的にできて参ります。しかしそれと同時にわれわれの方でも今御指摘のような点は十分注意いたしまして、できるだけのこととはいたしてはつきりさせたいと考えます。

○委員長(龜田得治君) ちょっと速記を中止して下さい。

(速記中止)

○委員長(龜田得治君) 速記を始めて下さい。連合審査会に関する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六條に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会及び文教委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(龜田得治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

四月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時恩給等調査会設置法案(予備審査のための付託は四月十二日)